

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク豊後大野

豊後大野公共職業安定所広報
2025 年 4 月号

contents

- ① 2025（令和 7）年度雇用保険料率のお知らせ P 1
- ② 4月から「育児時短就業給付金」を創設します P 2
- ③ 雇用保険手続きに関するお願い P 3
- ④ 管内労働市場の状況（2 月内容） P 3
- ⑤ セミナー、各種相談会のお知らせ P 4
- ⑥ ハローワークガイド P 4



岡城跡・滝廉太郎像（竹田市）

1

《事業主の皆さまへ》

2025（令和 7）年度の雇用保険料率のお知らせ

◆ 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です。
（建設の事業は4.5/1,000です。）。

前年度から
変更されます

2025（令和 7）年度の雇用保険料率

（赤字は変更部分）

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《被保険者、事業主の皆さまへ》

2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月



詳しくは、ハローワークへお問合せください

2 支給額・支給率

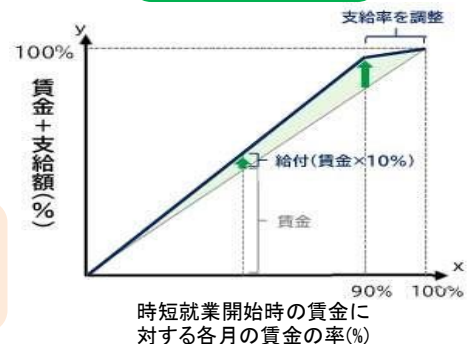
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき。
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき。
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき。

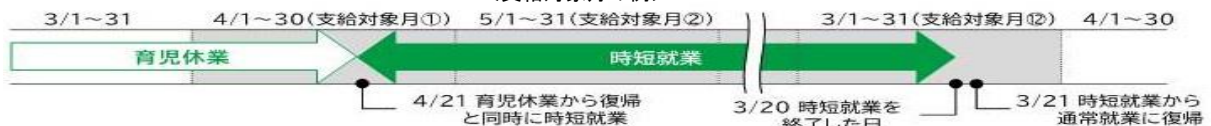
支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間（支給対象期間）

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月（以下「支給対象月」という。）について支給します。

＜支給対象月の例＞



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに（2つの支給対象月について）行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置（2025年4月以前から時短就業されている方）

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

3

《事業主の皆さまへ》

雇用保険関係手続に関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。

雇用保険関係手続(電子申請を含む)の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。
〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕
※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

*** 来所による届出・申請は、可能な限り16時まで提出いただきますようご協力をお願いします！**

電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。
また、電子申請を行う際は、申請書類を提出する前に「申請データ保存」を行うことをお勧めします。ハローワークから「修正指示」により返戻があった場合に、その後の修正手続きをスムーズに行うことができます(利用されているソフトにより一部相違あり)。

4

管内労働市場の状況（2月内容）

■職業紹介関係（2月）

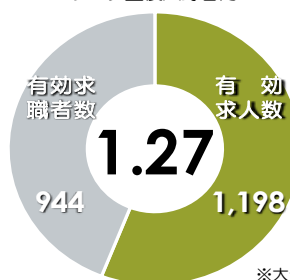
項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	232	339	211	21
月間有効求職者数	944	858	768	176
新規求人数	393	517	376	17
月間有効求人数	1,198	1,126	1,082	116
新規求人倍率	1.69	1.53	1.78	▲0.09
有効求人倍率	1.27	1.31	1.41	▲0.14
紹介件数	260	336	244	16
就職件数	117	60	112	5

■雇用保険関係（2月）

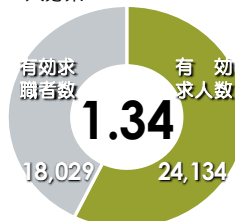
項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	1,099	1,101	1,105	▲6
月末被保険者数	11,161	11,149	11,283	▲122
受給資格決定件数	34	52	45	▲11
受給者実人員	159	156	160	▲1

■有効求人倍率（2月）

ハローワーク豊後大野管内



大分県



九州

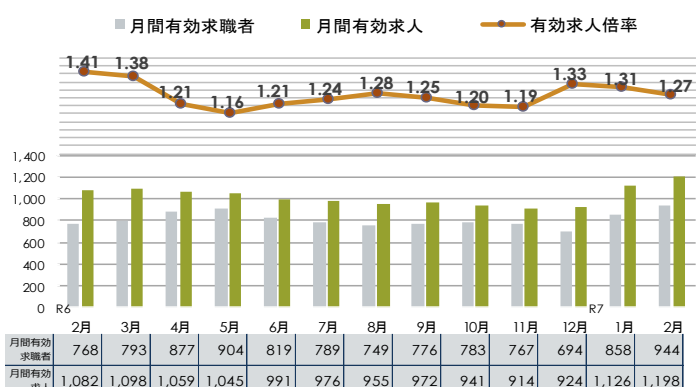


全国



※大分県、九州及び全国の有効求人倍率は、季節調整値

有効求人倍率／求人・求職の推移（令和6年2月～令和7年2月）



受講
無料

5 セミナー、各種相談会のお知らせ

就職支援セミナー＆個別相談

事前
申込み

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等を行いながら実践力を身に付けます。

日時 4月22日（火）5月20日（火）13:30～15:30（セミナー）15:30～16:30（個別相談）**会場** ハローワーク豊後大野会議室 **定員** 7名程度（先着順）**お申し込み** ハローワーク（豊後大野・竹田市ふるさと）に備え付けの「申込用紙」もしくは電話にてお申し込み下さい。

心理カウンセリング

事前
申込み

心理学の知識を備えたカウンセラーがお話を伺い、就職活動で生じた悩みに対して相談を行います。

日時 4月14日（月）4月21日（月）4月28日（火） ①13:40～ ②15:00～ **会場** ハローワーク豊後大野会議室**お申し込み** 電話による事前予約が必要です。ハローワーク豊後大野までご連絡ください。

おおいたサポステ出張相談会

事前
予約

働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方へキャリアコンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けて一緒に考えていきます。

日時 4月4日（金）4月18日（金）10:30～15:30**会場** ハローワーク豊後大野会議室**お申し込み** 電話による事前予約が必要です。 **お問い合わせ** おおいた地域若者サポートステーション Tel.0972-28-6117

福祉のしごと相談会

当日
受付

福祉の職場への就職や仕事についての不安、悩み相談や職場体験などの情報を提供します。

日時 4月1日（火）4月15日（火）10:00～12:00 **会場** ハローワーク豊後大野会議室**お申し込み** 予約不要 **お問い合わせ** 大分県福祉人材センター Tel.097-552-7000

6 ハローワークガイド ＊あなたの働くを応援します＊

紹介状の発行（窓口利用）について

① 職業相談窓口で相談し、希望の求人を探しましょう。

希望する条件の求人があるかの確認や、応募状況・内容の説明等を受けられます。条件緩和について会社に依頼することもできます。

② ご希望に合う求人を見つけ、求人へ応募しましょう。

応募する場合には、窓口に来ていただき、事業所へ連絡します。面接日時や応募書類等の確認を行い、「紹介状」をお渡しします。

③ 必要な書類を忘れずに応募企業に提出してください。

面接には、紹介状の他、応募に必要な書類を忘れずに持って行きましょう。当ハローワークでは、履歴書・職務経歴書作成等の支援を行っています。お気軽にご相談ください。

④ 応募の準備を整え、自信をもって面接に臨みましょう。

求人情報サービス

求人情報 検索コーナー

専用の求人検索端末から全国のハローワークの求人の検索、求人票の印刷ができます。竹田市ふるさとハローワークにも設置しています。

週間求人 情報コーナー

毎週金曜日に週刊求人情報を発行しています。配布場所：庁舎玄関及び3階ホール、アクトプラザ三重、豊後大野市図書館、各市役所・支所 こちらからも確認できます

ホット求人 情報コーナー

前日に受理した求人票を、庁舎3Fホールに掲示しています。

ハローワーク インターネット サービス

スマートフォン、タブレット、パソコンなどで、全国のハローワークが受理した求人を検索できます。

竹田市ふるさと ハローワークのご案内

竹田市ふるさとハローワークでは、求人情報の提供、仕事の相談、紹介（紹介状の交付）を行っています。

求人受理、助成金相談、雇用保険の手続き等の相談・受付事務につきましては、お手数ではございますが、ハローワーク豊後大野をご利用下さい。

○受付時間

9:30～17:00 月～金曜日
（祝日・年末年始を除く）

〒878-0013

竹田市大字竹田 1501 番地 2

※大分県豊後振興局隣こども診療所跡

☎0974-63-1101

